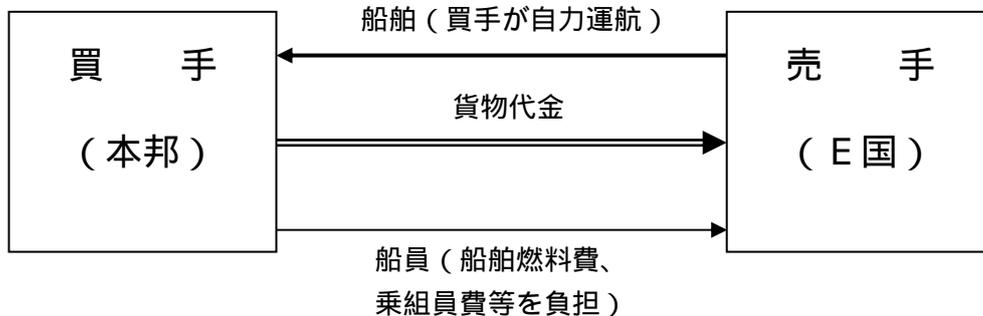


## 7. 輸入貨物である船舶を自力運航により運送した場合の運賃



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から船舶を購入（輸入）します。

当社は船会社であることから、輸出国で売手から引渡しを受けた後、当社の船員を輸出国に派遣し、当社の費用負担で輸入貨物である船舶を本邦まで運航します。

この場合の輸入貨物の運賃は、その船舶の燃料費、乗組員費などの運航に要した費用の額により計算することができますか。

なお、輸入貨物である船舶には、積載貨物はありません。

### 【回答要旨】

上記の取引における輸入貨物に係る運賃は、その船舶の燃料費、乗組員費などの運航に要した費用の額により計算して差し支えありません。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送貨物を積載しないで引渡港から輸入港まで自力運航により直行した船舶である場合は、その船舶の燃料費、乗組員費など、その運航に要した費用の額をいいます。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)ロ

### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）